

○病原体等の運搬の届出等に関する事務取扱要領の制定について

〔 令和 5 年 3 月 2 2 日 〕
〔 例規甲（生企許）第 8 0 号 〕

第 1 趣旨

この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号。以下「法」という。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成 1 0 年政令第 4 2 0 号）及び届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則（平成 1 9 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「規則」という。）に基づく公安委員会の事務等について、山梨県公安委員会事務専決規程（昭和 4 3 年山梨県公安委員会規程第 2 号）等に基づき、その取扱手続等必要な事項を定めるものとする。

第 2 運搬の届出の受理

生活安全部生活安全企画課長（以下「主管課長」という。）は、法第 5 6 条の 2 7 第 1 項の規定による病原体等の所持者、その運搬の委託を受けた者等（以下「特定病原体等所持者等」という。）から運搬の届出（記載事項変更による届出を含む。以下同じ。）を受けたときは、届出対象病原体等運搬届出書（規則別記様式第 1。以下「届出書」という。）の記載内容等について届出者（運搬について責任を有する者。以下同じ。）と面接して確認の上、届出書の受理手続を進めるものとする。ただし、運搬が 2 以上の都道府県にわたることとなる場合における他の公安委員会（以下「関係公安委員会」という。）を経由した届出については、面接による確認は要しない。

なお、関係公安委員会宛ての届出書の提出を受けたときは、これら関係公安委員会に送付する宛先を記載した封筒（郵便切手を貼り付けたもの）の提出を求めるとともに、届出内容を点検し、所要事項を関係公安委員会に通知した上、これを当該関係公安委員会に送付するものとする。

第 3 協議

主管課長は、届出を受けたときは、直ちに生活安全部長に報告するものとし、生活安全部長は、交通部長及び警備部長に届出書の写しを送付し、地域的又は時期的な特殊事情等を踏まえるなど、運搬の日時、経路等その安全性について協議を行うものとする。

第 4 指示

- 1 生活安全部長は、第 3 の協議結果を検討し、病原体等の運搬に伴う病気の感染を防止して公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、規則第 3 条各号に掲げる事項について届出対象病原体等運搬証明書（規則別記様式第 2。以下「運搬証明書」という。）の「指示事項」欄に記載し、届出者に指示するものとする。

- 2 主管課長は、運搬が2以上の都道府県にわたる場合において、指示が行われることとなったときは、当該指示の内容をあらかじめ関係公安委員会に通知するものとする。

第5 立入検査等

- 1 生活安全部長は、病原体等の運搬に関する指示に際し、必要があると認めるときは、法第56条の31の規定により、主管課長又は警察署長を指揮して関係事業者の事務所等に立ち入り、帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要最小限度の病原体等を収去させるものとする。
- 2 指揮を受けた主管課長又は警察署長は、速やかに立入検査等を実施し、その結果を病原体等取扱事業所に対する立入検査等実施結果報告書（第1号様式）により生活安全部長に報告するものとする。

第6 運搬証明書の交付

主管課長は、届出書の提出を受けたときは、第2から第5までの手続後、運搬証明書を作成し、山梨県公安委員会公印規程（昭和37年山梨県公安委員会規程第1号）に規定する9号印を押印し、指示のある場合は運搬に関して責任のある者に直接交付するものとし、指示のない場合は直接交付するほか、届出者が希望する場合は郵送により交付できるものとする。ただし、郵送する場合は、あらかじめ届出者から宛先を記載した封筒（郵便切手を貼り付けたもの）の提出を求めるものとするが、郵送しなかったときは、直接交付する際に封筒を返還するものとする。

なお、関係公安委員会を経由した運搬届出に係る運搬証明書については、当該関係公安委員会を経由して交付するものとし、関係公安委員会から送付を受けた運搬証明書については、当該関係公安委員会に代わってこれを交付するものとする。

第7 運搬証明書の記載事項の変更の届出及び再交付の申請

規則第5条に規定する運搬証明書の記載事項の変更の届出及び規則第6条に規定する運搬証明書の再交付の申請を受けたときは、第2から第6までに準じて処理するものとする。

第8 緊急やむを得ない事情による変更の取扱い

天候の急変等緊急やむを得ない事情により運搬の日時等を変更する場合には、関係公安委員会に口頭（電話）で連絡させ、その後速やかに届出書を提出させるものとする。この場合、出発地の公安委員会において運搬証明書を交付することとなるので、本県が出发地である場合、主管課長はこれを交付するものとする。

なお、勤務時間外に緊急やむを得ず変更の申出をする場合にあっては、警察本部総合当直に口頭（電話）報告させるとともに、その後速やかに文書（緊急用変更報告書（別紙）の例による。）を提出させるものとし、報告を受けた警察本部総合当直の宿日直責任者は生活安全部生活安全企画課、生活安全部地域課、交通部交通規制課、交

通部交通機動隊、交通部高速道路交通警察隊（高速自動車国道等を通行するときに限る。）、警備部警備第二課及び通過地を管轄する警察署に速報し、連絡を受けた担当者は運搬の安全に遺漏のないよう必要な措置を講ずること。

第9 関係所属長に対する通報

1 届出の内容

主管課長は、運搬及び変更の届出を受理したときは、その内容を生活安全部地域課長、交通部交通規制課長、交通部交通機動隊長、交通部高速道路交通警察隊長（高速自動車国道等を通行するときに限る。）、警備部警備第二課長及び通過地を管轄する警察署長に通報するものとする。

2 指示の内容

主管課長は、運搬に関して指示がされたとき、及び関係公安委員会から指示の内容について通知を受けたときは、その内容を関係所属長に通知するものとする。

第10 関係公安委員会との連絡

運搬が2以上の都道府県にわたる場合における届出書の受理並びに運搬証明書の交付及び指示については、運搬の出発地を管轄する公安委員会を通じて行うものであることから、主管課長は、当該運搬に係る病原体による感染症の予防を図るため、関係公安委員会と緊密な連絡を保ち、届出書等の確実な送付を行うこと。

第11 事故届及び報告の徴収

1 事故の届出の受理及び報告の徴収

(1) 事故届

病原体等の盗取、所在不明その他の事故が発生したときは、法第56条の28の規定により、特定病原体等所持者等は、遅滞なく警察官等に届け出ることとされていることから、警察官が事故届を受理した場合は、事故の把握に努め、主管課長を経由して警察本部長に速報するとともに、関係者と協力して負傷者の救護、交通規制等必要な措置を講ずること。

(2) 事故の発生報告

運搬に関し、人の障害の発生又はそのおそれのある事故の発生があったときは、生活安全部長は、次に掲げる事項について文書により報告させるものとする。ただし、事故の発生から10日以内に文書で行わせることができないときは、あらかじめ事故の概要を主管課長を経由して電話報告させた上、できる限り速やかに文書による報告を求めるものとする。

(ア) 事故発生の日時及び場所

(イ) 事故に係る病原体の名称及び数量

(ウ) 事故の態様（原因及び状況）

(エ) 応急措置の状況

- (オ) 運搬容器の状況
- (カ) 病原体等の漏えいの程度
- (キ) 被害の程度
- (ク) 今後の改善事項
- (ケ) その他必要な事項

2 運搬の状況に関する報告の徴収

運搬に関し、病原体等の盗取、所在不明その他の事故の発生を防止して公共の安全を確保するため必要があると認めるときは、法第56条の30の規定により、生活安全部長は、次の事項について原則として文書により報告させるものとする。

- ア 病原体等の運搬従事者に対する安全教育、訓練等の実施状況
- イ 病原体等の運搬実績
- ウ その他運搬に係る必要な事項

第12 運搬に関する措置命令等

- 1 警察官は、病原体等の運搬途中において、公共の安全を図るため特に必要と認める状況を認知した場合は、直ちに生活安全部長に報告するものとし、生活安全部長は、その状況を検討の上、警察官を指揮して当該運搬車両を停止して検査させ、必要な限度において、経路の変更その他の適当な措置を講ずることを命ずるものとする。
- 2 生活安全部長は、措置命令を行ったときは、速やかに関係公安委員会に通知し、十分な連絡調整を行うものとする。

第13 実態の把握及び資料の整備

主管課長は、病原体等の運搬に係る事務を適正かつ円滑に処理するため、平素から交通部の関係所属長及び警察署長と連携を図り、通常、病原体等の運搬の経路となる道路等の状況について実態把握に努めるとともに、第11により報告を受けた資料を整備しておくものとする。

第14 簿冊の備付け

主管課長は、病原体等運搬届出台帳（第2号様式）を備え付け、取扱いの都度、所要事項を記載し、処理の経過を記録しておくものとする。

第15 留意事項

- 1 届出後の手続を早期に行うため、運搬業者に対して平素から連絡を密にし、運搬に際しては、事前に運搬内容の連絡が得られるよう関係者の協力を得ておくこと。
- 2 届出は、1車列ごとに行わせること。
- 3 運搬同行責任者、同行者、運転者、積載車両等については、1運搬につきそれぞれ1人（1台）まで予備員及び予備車両を認め、この旨を届出書に記載させるとともに、予備員及び予備車両への変更は、改めて届出書の提出の必要はないが、出発

前に必ず通過地公安委員会に連絡するよう指導すること。

- 4 第4の1の指示を行った場合、届出者が指示の内容を履行するため必要な期間を考慮するとともに、指示の内容及び趣旨を届出者に十分に説明し、運搬従事者にも周知させるよう指導すること。
- 5 緊急やむを得ない理由により、届出書の記載事項に変更が生じたときは、電話等により直ちに生活安全部生活安全企画課（勤務時間外の場合は警察本部総合当直）に連絡し、その後速やかに文書による届出をするよう指導すること。
- 6 運搬が2以上の都道府県にわたる場合の届出書の受理及び運搬証明書の交付については、出発地の公安委員会を経由して行われることから、送受に当たっては、その経過を明確にするとともに紛失防止等に配慮すること。

第16 警察庁等への報告

1 届出の受理報告

主管課長は、運搬及び変更の届出を受理したときは、その概要を警察庁及び関東管区警察局に報告するものとする。ただし、他の公安委員会を経由した届出を受理した場合は、これを省略することができる。

2 事故の報告

主管課長は、病原体等の盗取、所在不明等運搬に係る事故が発生したときは、その内容を警察庁及び関東管区警察局に報告するとともに、関係公安委員会に通報するものとする。

第17 その他

- 1 主管課長は、この要領に定める事務の決裁を生活安全部生活安全企画課許認可管理室長（以下「室長」という。）に行わせることができる。
- 2 室長は、1の決裁を行ったときには、定期的に主管課長に決裁状況を報告するものとする。

様式 省略